# 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和７年）

## １　監督指導状況

(1)　業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の(　)内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

| 業種＼事項 | 監督実施事業場数 | 労働基準関係法令違反事業場数 | 主な違反事項 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 労働時間 | 割増賃金の支払 | 休日 |
| トラック | 38 | 25<br>(65.8%) | 12<br>(31.6%) | 5<br>(13.2%) | 2<br>(5.3%) |
| バス | 0 | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) |
| ハイヤー・タクシー | 3 | 3<br>(100.0%) | 0<br>(0.0%) | 1<br>(33.3%) | 0<br>(0.0%) |
| その他 | 3 | 3<br>(100.0%) | 1<br>(33.3%) | 2<br>(66.7%) | 0<br>(0.0%) |
| 合計 | 44 | 31<br>(70.5%) | 13<br>(29.5%) | 8<br>(18.2%) | 2<br>(4.5%) |

（注１）「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場、廃棄物の収集や運搬等を行う清掃・と畜業の事業場など）。以下同じ。

（注２）１事業場において違反事項が２つ以上ある場合は、「主な違反事項」欄にそれぞれ計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数は一致しない場合がある。以下同じ。

(2)　業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

| 業種＼事項 | 監督実施事業場数 | 改善基準告示違反事業場数 | 主な違反事項 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 総拘束時間 | 最大拘束時間 | 休息期間 | 最大運転時間 | 連続運転時間 |
| トラック | 38 | 17<br>(44.7%) | 2<br>(5.3%) | 13<br>(34.2%) | 7<br>(18.4%) | 8<br>(21.1%) | 11<br>(28.9%) |
| バス | 0 | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) |
| ハイヤー・タクシー | 3 | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) | -<br>(－) | -<br>(－) |
| その他 | 3 | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) | 0<br>(0.0%) |
| 合計 | 44 | 17<br>(38.6%) | 2<br>(4.5%) | 13<br>(29.5%) | 7<br>(15.9%) | 8<br>(18.2%) | 11<br>(25.0%) |

（注）ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「最大運転時間」、「連続運転時間」の定めがない。

(3)　令和５年から令和７年までの３年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。

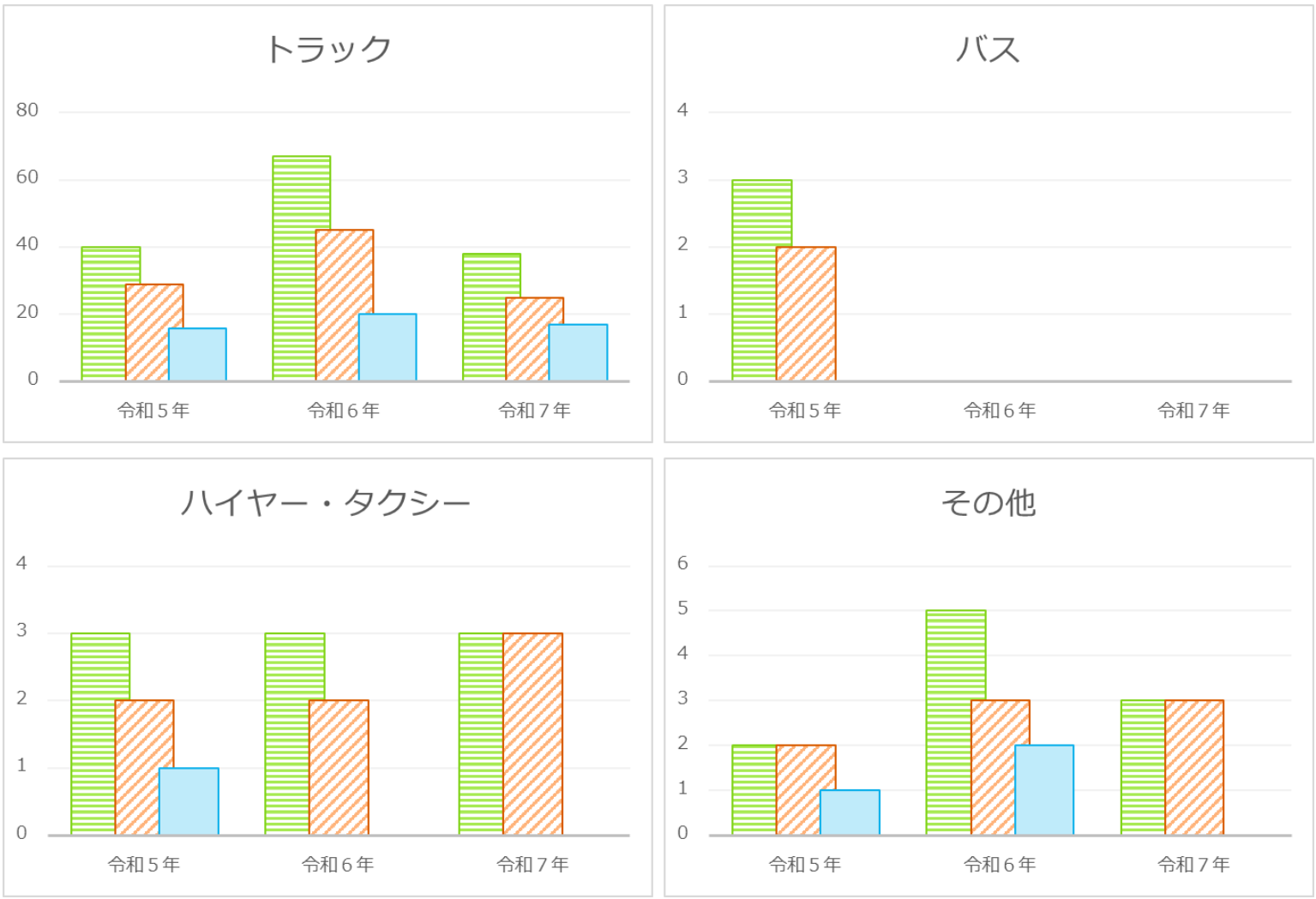


| | トラック | | | バス | | | ハイヤー・タクシー | | | その他 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
| 監督実施事業場数 | 40 | 67 | 38 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 2 | 5 | 3 |
| 労働基準関係法令違反事業場数 | 29 | 45 | 25 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 | 3 |
| 改善基準告示違反事業場数 | 16 | 20 | 17 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 |

(4)　監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

## 事例１（トラック）

### トラック事業者に対し、長時間労働の削減及び改善基準告示の遵守等を指導

#### 概　要

■　スーパーマーケットに食料品や日用品の配送を行っているトラック運転者について、遠方への配送が特定の運転者に集中したことにより時間外・休日労働時間が**1か月120時間**の長時間労働の実態が認められたため、過重労働による健康障害防止にかかる指導を行った。

■　改善基準告示に関し、**①1か月の総拘束時間が労使協定で定める月の拘束時間（310時間）超えていること**、**②１か月の拘束時間が284時間を超えている月が３か月を超えて連続していること**が認められたため、是正勧告した。

#### 会社の対応

■　遠方の配送について、勤務シフトを調整して他の運転者にも割り振ることで、特定の運転者に集中させないようにし、長時間の運転業務と短時間の運転業務とを組み合わせる等の方策を実施した。

➡　その結果、該当のトラック運転者について、1か月の総拘束時間が205時間まで削減され、改善基準告示違反が是正された。

## 事例２（トラック）

### トラック事業者に対し、長時間労働の削減及び改善基準告示の遵守等を指導

#### 概　要

■　県内の配送を行っているトラック運転者に、36協定で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（**１か月あたり最大85時間**）が認められたため、是正勧告した。

■　長距離輸送を行っているトラック運転者に、**①１日の最大拘束時間が16時間を超えていること**、**②連続運転時間が４時間を超えていること**、**③運転時間が２日を平均し1日当たり９時間、２週間を平均し１週間当たり44時間を超えていること**、**④休日労働が２週間について１回を超えていること**が認められたため、是正勧告した。

#### 会社の対応

■　労働時間・拘束時間を短くするために、荷主と協議を行い、運行回数の削減や休日の確保、高速道路の使用等を実施し、運転時間や拘束時間の削減を行った。

➡　その結果、１か月の時間外・休日労働時間数が80時間以内となり、改善基準告示違反も是正された。

## 2　国土交通省との連携

### （１）　地方運輸機関との相互通報

自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去３年間）】

| 事項＼年 | 令和５年 | 令和６年 | 令和７年 |
|---|---|---|---|
| 労働基準監督機関から通報した件数 | 3 | 2 | 4 |
| 労働基準監督機関が通報を受けた件数 | 0 | 0 | 0 |

### （２）　地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

【合同監督・監査の実施状況（過去３年間）】

| | 令和５年 | 令和６年 | 令和７年 |
|---|---|---|---|
| 件　数 | 1 | 3 | 2 |